

すさみ町家族介護用品・在宅高齢者紙おむつ支給事業のご案内

在宅で高齢者を介護しているご家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給（助成）します。

1. 支給対象者

すさみ町内にお住まい（住民票があり、実際に居住している方）で、次のいずれかに該当する方です。

※世帯分離をしていても、実態として生計を同一にしている場合は同一世帯とみなします。

※医療機関に入院中、または介護保険施設等に入所中の方は申請（支給）できません。

① 家族介護用品支給事業（要介護4 または 5）

介護保険の要介護4または5の認定を受けており、同じ世帯の全員が「町民税非課税」の世帯に属する方。

※ただし、町民税は課税されているが「所得税が非課税」の世帯に属する場合は、下記の②の対象となります。

② 在宅高齢者紙おむつ支給事業（要介護1 ～ 3）

介護保険の要介護1～3の認定を受けており、常時失禁状態にあり、かつ同じ世帯の全員が「所得税非課税」の世帯に属する方。

※要介護1～3の方の「常時失禁状態」の確認について

これまでは「主治医意見書」や「介護認定調査票」での確認が原則でしたが、「直近のケアプラン（居宅サービス計画書）」に紙おむつ等の使用が位置づけられており、担当ケアマネジャーのアセスメントで必要性が確認できる場合も、優先して対象として認められるようになりました。該当する可能性がある方は、まず担当ケアマネジャーにご相談ください。

2. 支給される用品の種類

次の用品をケース単位で組み合わせて（複合して）申請することができます。

・紙おむつ ・尿とりパッド ・使い捨て手袋 ・おしりふき

3. 申請について

用品の支給を受けようとするときは、要介護高齢者又は介護している家族が下記書類を提出してください。

【世帯員の状況欄の書き方】

世帯分離をしていても、実際に同居して生計を同一にしている場合は同一世帯とみなします。

そのため、この欄には「本人」の名前も含めた、実際の同居・生計同一家族の「全員分」を記載してください。

【提出書類】

・申請書（様式第1号、1号の2）

・家族介護用品・在宅高齢者紙おむつ支給に係る注文書

※ケアマネジャーの判断（ケアプラン等）による申請の場合は、居宅サービス計画書（1～3表）とアセスメント結果の写しを添付してください。

4. 用品の管理

用品の支給決定を受けた者は、当該用品を支給の目的に反して使用、交換及び貸付けまたは、担保に供してはならないことになっております。違反した場合は、返還していただくことがあります。